

沖縄県警察犬運用要領の制定について

発出年月日：昭和 53 年 09 月 12 日

文書番号：沖例規鑑 1

公表範囲：全文（様式省略）

この度、本県警察においても直轄警察犬制度を採用し、従来から運用してきた嘱託警察犬との両面活用により、警察犬制度の確立推進を図るため、別添のとおり沖縄県警察犬運用要領（以下「要綱」という。）を制定し、昭和 53 年 10 月 1 日から実施することにしたので、警察犬制度の効果的運用に努められたい。

なお、警察犬嘱託等取扱要綱の制定について（昭和 48 年 5 月 15 日付け沖例規鑑第 2 号）は、廃止する。

沖縄県警察犬運用要綱

第 1 目的

この要綱は、犯罪捜査、行方不明者及び遭難者等の捜索活動において、警察犬の効果的な運用を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 直轄警察犬とは、警察において直接飼育管理し、運用する畜犬をいう。
- 2 嘱託警察犬とは、警察部外者が飼育管理している畜犬のうち、警察本部長（以下「本部長」という。）が、あらかじめ嘱託し、運用している畜犬をいう。
- 3 警察犬担当者とは、直轄警察犬を飼育訓練し、これを使役して警察活動に従事する者をいう。
- 4 所有者等とは、嘱託警察犬の所有者及び訓練士をいう。
- 5 原臭とは、警察活動に利用する被疑者等の遺留足跡臭、遺留物品臭その他の臭気の附着物をいう。
- 6 捜索とは、警察犬が原臭をもとに原臭と同一の臭気を識別し、これを追及して人又は遺留品等を発見する活動をいう。

第 3 運用責任者

- 1 警察本部に警察犬運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置く。
- 2 運用責任者は、刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）をもつて充てる。
- 3 運用責任者は、警察犬の効果的な運用を図るため、次の各号に掲げる事務を処理するものとする。
 - (1) 直轄警察犬並びに直轄警察犬の犬舎及び装備資機材を管理すること。
 - (2) 警察犬担当者を指定すること。
 - (3) 警察犬担当者の指導並びに警察犬の訓練及び利用に関する教養を実施すること。

- (4) 嘱託警察犬の所有者等と緊密な連絡をとり、積極的な協力体制の確保に努めるとともに、効果的な活用ができるよう日常の訓練を視察し、嘱託警察犬の性能の向上を図ること。

第4 直轄警察犬

1 直轄警察犬の配置

刑事部鑑識課（以下「鑑識課」という。）に、直轄警察犬を配置する。

2 犬舎の名称及び所在地

- (1) 直轄警察犬の犬舎は、「沖縄県警察直轄警察犬訓練所」（以下「訓練所」という。）と称する。
- (2) 訓練所は、豊見城警察署構内を指定するものとする。

3 警察犬担当者の職務及び服務心得

- (1) 警察犬担当者は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- ア 直轄警察犬の使役による警察活動の実施
- イ 使役目的に適応した警察犬の基本訓練及び応用訓練の実施
- ウ 直轄警察犬の飼育並びに訓練所の施設及び装備資器材の保全
- エ 警察犬の運用に関する事務

- (2) 警察犬担当者は、その職務を遂行するに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- ア 直轄警察犬の取扱いに当たっては、深い愛情をもつてのぞみ、常に健康状態をは握して良好な体調の保持に努めること。
- イ 訓練を反復実施し、有事即応体制の維持に努めること。
- ウ 厳正な勤務規律を保持するとともに、常に創意工夫をこらした訓練及び活用技術の研さんに努めること。
- エ 直轄警察犬の逸走を防止するとともに、人畜に対する危害防止に努めること。

4 警察犬担当者の勤務拠点及び勤務要領等

- (1) 警察犬担当者の勤務の拠点は、訓練所とする。
- (2) 警察犬担当者の勤務は、**4** 交替制勤務とし、週休日、勤務要領等については、**勤務管理システムにより**鑑識課長が定めるものとする。

5 訓練

直轄警察犬の訓練は、直轄警察犬訓練基準（別表）に基づき、服従訓練、臭覚訓練及び警戒訓練を反復実施するものとする。

第5 嘱託警察犬等

1 委員会の設置

- (1) 嘱託警察犬の適正な運用を図るため、警察本部に嘱託警察犬審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- (2) 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名をもつて組織する。
- (3) 委員長は刑事部長、副委員長は鑑識課長を、委員は次の各号に掲げる者をもつて充てる。
- ア 刑事部捜査第一課長、科学捜査研究所長及び鑑識課次席

- イ 警察犬に関し知識経験を有する者で、本部長が委員に委嘱したもの。
- (4) 委員の委嘱をするときは、委嘱書（別記様式第1号）を交付するものとする。
- (5) 委員の委嘱期間は、1年とする。ただし、再委嘱することができる。
- 2 委員会の任務等
 - (1) 委員会の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - ア 警察犬の嘱託に必要な審査及び訓練士の選定
 - イ 嘱託警察犬に関する研究、利用及び効果の検討
 - (2) 委員会は、委員長が必要と認めたときに開催する。
 - (3) 委員会の事務は、鑑識課において行う。
- 3 警察犬の嘱託審査
 - (1) 警察犬の審査は、捜索、足跡追及、臭気選別、爆発物捜索等の科目により実地に行うものとする。ただし、委員会において必要がないと認めたときは、選考によることができる。
 - (2) 審査の期日、場所及び審査要領は、その都度委員長が定めるものとする。
- 4 警察犬及び訓練士の嘱託
 - (1) 警察犬の嘱託は、審査に合格した犬又は選考した犬のうちから、警察犬として適格性を調査して本部長が行うものとする。
 - (2) 訓練士の嘱託は、当該警察犬を担当する者のうちから、その者の人格及び警察犬に関する知能、技能等を審査して本部長が行うものとする。
- 5 嘱託書の交付
 - 警察犬及び訓練士の嘱託については、犬の所有者に対しては、警察犬嘱託書（別記様式第2号）を、訓練士に対しては、訓練士嘱託書（別記様式第3号）を交付するものとする。
- 6 嘱託期間
 - 警察犬及び訓練士の嘱託期間は、1年とする。ただし、本部長が必要と認めるときは、その期間を更新することができる。
- 7 嘱託の取消
 - 本部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、嘱託を取り消すことができる。
 - (1) 所有者等が嘱託を辞退したとき。
 - (2) 警察犬の所有者に変更があつたとき。
 - (3) 警察犬が疾病その他の理由により使用できなくなつたとき。
 - (4) その他の警察として嘱託して置くことが適当でないと認めるとき。
- 8 警察犬嘱託書等の返納
 - 嘱託の期間が満了し、又はその取消しをしたときは、警察犬嘱託書及び訓練士嘱託書を速やかに返納させるものとする。

第6 警察犬の出動

1 出動要請

(1) 警察本部の課（隊）長及び警察署長（以下「警察署長等」という。）は、次の各号のいずれかに該当し、警察犬を利用しようとするときは、運用責任者に警察犬の出動を要請するものとする。

ア 犯罪現場付近に被疑者が潜伏し、又は犯人の遺留品、足跡その他の臭気附着物があると認められるとき。

イ 犯罪に関係ある物件で隠匿又は埋蔵されたものを捜索するとき。

ウ 犯行を立証するため、物品選別を行う必要があるとき。

エ 行方不明者、家出人又は迷い子があり、臭気によつてこれらの者を捜索する必要があるとき。

オ 爆破予告等の事案の発生その他爆発物を捜索する必要があるとき。

カ その他警察犬を利用することが適当と認めたとき。

(2) 警察犬の出動要請は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

ア 犯罪（事案）の発生日時、場所及び概要

イ 原臭保有物の種別及び状態

2 運用責任者の措置

(1) 運用責任者は、出動要請を受け、その必要があると認めたときは、直ちに警察犬を出動させるものとする。

(2) 運用責任者は、警察犬の出動要請がない場合であつても警察犬の出動効果があると認めたときは、関係警察署長等に連絡して警察犬を出動させるものとする。

第7 現場保存

省略

第8 警察犬使用上の留意事項

省略

第9 使用結果報告

警察署長等は、警察犬を使用したときは、警察犬使用状況報告書（別記様式第4号）によりその結果を本部長に報告しなければならない。

第10 謝金の支給

嘱託警察犬を使用したときは、当該警察犬の所有者等にその都度謝金を支給するものとする。

第11 表彰

警察犬の使用により特に著しい功労があつたと認められるときは、沖縄県警察の表彰に関する訓令（昭和53年沖縄県警察本部訓令第20号）により警察犬担当者又は所有者等を表彰するほか、特に顕著な功績があつた警察犬に顕功章（別記様式第5号）を付与することができる。

第12 簿冊の備付

運用責任者は、次の各号の簿冊を備え、警察犬の管理運用状況を明らかにしておかなければならない。

1 犬籍カード（別記様式第6号）

2 警察犬日誌（別記様式第7号）

3 警察犬出動要請簿（別記様式第8号）

- 4 警察犬出動記録簿（別記様式第 9 号）
- 5 警察犬審査委員名簿（別記様式第 10 号）
- 6 警察犬嘱託台帳（別記様式第 11 号）
- 7 訓練士名簿（別記様式第 12 号）
- 8 警察犬表彰台帳（別記様式第 13 号）
- 9 直轄警察犬診療簿（別記様式第 14 号）

別記様式は省略